

医療機関の勤務環境の改善に関する取組〔青森県〕(※平成30年8月1日)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	○医業経営相談コーナー(主に医療機関の経営分野の相談に対応) (公社)日本医業経営コンサルタント協会青森県支部 【TEL:0178-43-7051(近田会計内)】 ○医療労務管理相談コーナー(主に医療機関の労務分野の相談に対応) 青森県社会保険労務士会 【TEL:090-7793-5573】 ○事務局 青森県健康福祉部医療薬務課 【TEL:017-734-9288】	青森県医療勤務環境改善支援センター	「医業経営」及び「医療労務管理」それぞれの専門的知識を有するアドバイザーが、各医療機関における自主的な勤務環境改善の取組みに対する支援を行います。 ○医業経営分野 医業経営アドバイザーが、医療環境改善マネジメントシステムの導入支援や、診療報酬制度、医療制度・医事法制度、組織マネジメント・経営管理面、関連補助制度の活用などについて、相談、助言等を無料で実施します。 ○労務管理分野 人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーが医療機関等を訪問し、勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言等を無料で実施します(電話による相談も可)。
	[県内各ハローワーク] ハローワーク青森 【TEL:017-777-1561】 ハローワーク八戸 【TEL:0178-22-8609】 ハローワーク弘前 【TEL:0172-38-8609】 ハローワークむつ 【TEL:0175-22-1331】 ハローワーク野辺地 【TEL:0175-64-8609】 ハローワーク五所川原 【TEL:0173-34-3171】 ハローワーク三沢 【TEL:0176-53-4178】 ハローワーク十和田 【TEL:0176-23-5361】 ハローワーク黒石 【TEL:0172-53-8609】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)  人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)  人材確保等支援助成金 (設備改善等支援コース)	雇用管理制度の導入・実施を通じて、従業員の離職率の低下を実現した事業主に対して助成します。  人事評価制度と賃金アップを含む賃金制度の整備・実施を通じて生産性向上を図り、従業員の賃金アップと離職率低下を実現した事業主に対して助成します。  設備投資を通じて、賃金アップと生産性向上を実現した事業主に対して助成します。
	厚生労働省青森労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:017-721-2003】	人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	事業協同組合等が、その構成員である中小企業者における労働力の確保及び職場への定着に資する雇用管理の改善に関する事業等を行う場合に要した費用の一部を助成します。
	厚生労働省青森労働局雇用環境・均等室 【TEL:017-734-6651】	時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(限度基準)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主が、労務管理用ソフトウェア等の導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等の取組を実施し、限度基準以下の上限設定を行った場合に、要した費用の一部を助成します(上限は成果目標の達成状況等に応じ50万円～150万円)。 また、週休2日制の導入に向けた一定の取組を行った場合、上限額を加算します。(加算額の上限は、成果目標の達成状況等に応じ25万円～100万円) 【今年度分の交付申請期限は、平成30年12月3日です。】
多様な働き方が可能な環境の整備	ただし、テレワークコースの問合せ・申請は、「テレワーク相談センター」(一社)日本テレワーク協会、電話:0120-91-6479)をお願いします。	時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	中小企業事業主が、勤務間インターバル(勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けること)を導入するために、労務管理用ソフトウェア等の導入、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定改善の取組を実施し、勤務間インターバルを導入した場合、要した経費の一部を助成します(上限20万円～50万円)。 【今年度分の交付申請期限は、平成30年12月3日です。】
	時間外労働等改善助成金 (団体推進コース) ※平成30年度新設	雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上である中小企業事業主、または、常時10人未満の労働者を使用する特別措置対象事業場主が、労務管理用ソフトウェア等の導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定改善の取組を実施した場合、要した経費の一部を助成します(上限は成果目標の達成状況等に応じ50万円～150万円)。 【今年度分の交付申請期限は、平成30年10月1日です。】	
	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	中小企業事業主の団体や、その連合団体(事業主団体等)が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた一定の取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成します。(上限500万円、一つの都道府県又は複数の都道府県単位の場合上限1000万円) 【今年度分の交付申請期限は、平成30年8月31日です。】	
	厚生労働省青森労働局労働基準部健康安全課 【TEL:017-734-4113】	受動喫煙防止対策助成金	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規で導入する、または継続して活用する中小企業事業主が、テレワーク用通信機器の導入や運用、テレワーク勤務に関する就業規則等の整備等の取組を実施した場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。 【今年度分の交付申請期限は、平成30年12月3日です。】
	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	中小企業事業主が職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準(喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上)を満たす喫煙室又は屋外喫煙所(閉鎖系)の設置(改修も含む)などにかかる経費の2分の1(上限100万円)を助成します。	
	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	事業場内最低賃金が時間額1000円未満の中小企業事業主が、予め事業実施計画を策定し、事業場内で使用する労働者の中で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等により業務改善を実施した場合にその経費の一部を助成します。(上限額は、賃金引上げ金額や引上げ労働者数に応じ50万円～100万円)	
	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内等一定期間内に一定日数以上、当該休業や休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に対して助成します。	
	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組、及び介護休業の取得・職場復帰、又は働きながら介護を行うための勤務制度の利用を円滑にする取組を行い、制度利用者が生じた事業主に対して助成します。	
	両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	①(育休取得時)・②(職場復帰時) →「育休復帰支援プラン」を策定及び導入して労働者に育児休業を取得させ、休業中の労働者に職場関係の情報や資料を提供し、原職等に職場復帰させた中小企業事業主に対して助成します。(支給申請は、育休取得時と職場復帰時の2回) ③(代替要員確保時) →育児休業取得者の代替要員を確保し、当該休業取得者を原職等に職場復帰させた中小企業事業主に対して助成します。 ④(職場復帰後支援) →法を上回る子の看護休暇制度(有給・時間単位取得可)や保育サービス費用補助制度を導入し、かつ、労働者が1か月以上の育児休業取得後原職等に復帰し、6か月以内に当該制度を利用した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成します。	
	両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、勤務実績等が適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成します。	
両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	職員等の子の保育のための事業所内保育施設を設置・運営する事業主に費用の一部を助成します。 ※平成28年4月以降、新規受付を停止中。新たな設置等の場合は、内閣府の「企業主導型保育事業」による助成制度の利用をご検討ください。		
両立支援等助成金 (女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、当該数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、目標を達成した事業主に対して助成します。			

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要	
就業の促進	ハローワーク青森 【TEL:017-777-1561】	「福祉人材コーナー」による無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。	
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援を実施いたします。	
	ハローワーク青森【TEL:017-732-6600】 ハローワーク八戸【TEL:0178-22-8609】 ハローワーク弘前【TEL:0172-38-8609】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を実施いたします。	
	青森県地域医療支援センター (青森県医療業務課)【TEL:017-734-9288】	医師の就業斡旋	地域医療支援センターに登録いただいた医師について、その希望等を踏まえ、勤務先を斡旋するとともに、勤務プログラムを作成します。	
	(公社)青森県看護協会 青森県ナースセンター 【017-723-4580】	ナースセンター事業	看護職員の求人、求職斡旋や情報提供、未就業看護師等に対する再就業のための研修等を実施します。また、看護に関する普及啓発等を行います。	
	青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ 【017-734-9291】	新人看護職員研修事業	新人看護職員研修を実施する医療機関等に対して、研修経費等を補助します。	
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省青森労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:017-721-2003】	人材開発支援助成金 (特定訓練コース)	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成します。	
		人材開発支援助成金 (一般訓練コース)	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対して助成します。	
		人材開発支援助成金 (教育訓練休暇付与コース)	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成します。	
	[県内各ハローワーク] ハローワーク青森 【TEL:017-777-1561】 ハローワーク八戸 【TEL:0178-22-8609】 ハローワーク弘前 【TEL:0172-38-8609】 ハローワークむつ 【TEL:0175-22-1331】 ハローワーク野辺地 【TEL:0175-64-8609】 ハローワーク五所川原 【TEL:0173-34-3171】 ハローワーク三沢 【TEL:0176-53-4178】 ハローワーク十和田 【TEL:0176-23-5361】 ハローワーク黒石 【TEL:0172-53-8609】	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成します。	
		キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成します。	
		キャリアアップ助成金 (健康診断制度コース)	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。	
		キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用した場合に助成します。	
		キャリアアップ助成金 (諸手当制度共通化コース)	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成します。	
		キャリアアップ助成金 (選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成します。	
		キャリアアップ助成金 (短時間労働者労働時間延長コース)	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成します。	
		人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った場合に助成します。	
	(公社)青森県看護協会 【017-723-2857】	看護職員研修事業	看護職員の質の向上及び技術の普及を図るための各種研修会を実施します。	
	その他	厚生労働省青森労働局雇用環境・均等室 【TEL:017-734-4211】	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定(くるみんマーク)・特例認定(プラチナくるみんマーク)	次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、仕事と育児の両立がしやすい職場であることがアピールでき、企業イメージアップ・人材確保につながります。 また、くるみんマークを既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業は、一定の要件を満たすと「プラチナくるみんマーク」を取得することができます。プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます。
			女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定(えるぼしマーク)	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。 認定の申請は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で受け付けています。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保などにつながるなどといったメリットがあります。
均等・両立推進企業表彰 (ファミリー・フレンドリー企業部門)			仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行い他の模範となるような企業を表彰する制度(厚生労働大臣表彰)で、表彰によりその取組が広く周知され、企業イメージアップ、人材確保につながります。	
独立行政法人労働者健康福祉機構 青森産業保健総合支援センター 【TEL:017-731-3661】		メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っております(メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等)。また青森県内には、6カ所の地域産業保健センターがあり、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っております。なお、利用にあたっては全て無料です。	
医師相談窓口(青森県医師会) 【TEL:0800-800-1400】		医師相談窓口 (青森県委託事業:委託際 青森県医師会)	医師等を対象に、保育相談や就業相談を受け付けています。	
青森県医師会 【TEL:017-723-1911】		託児施設設置サポート	青森県医師会が共催、後援及び、都市医師会が主催、共催、後援する、青森県内で開催される研修会及び講習会における託児施設設置費用を助成します。	